

事務連絡
令和3年1月15日

(公財) 日本動物愛護協会 御中
(公社) 日本動物福祉協会 御中
(公社) 日本愛玩動物協会 御中
(公社) 日本獣医師会 御中
(一社) 日本動物看護職協会 御中
中央ケネル事業協同組合連合会 御中
(一社) ジャパンケネルクラブ 御中
(一社) 全国ペット協会 御中
(公社) 日本動物園水族館協会 御中
(公社) 日本動物病院協会 御中
(一社) 日本ペット用品工業会 御中
(一社) ペットフード協会 御中
(一社) 優良家庭犬普及協会 御中
(一社) 日本ペットサロン協会 御中

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

職場への出勤等（テレワーク等）について（要請）

日頃より動物愛護管理行政の推進につきまして、御理解御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和3年1月8日付け事務連絡及び令和3年1月15日付け事務連絡でお知らせいたしましたとおり、新型インフルエンザ等特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき、令和3年1月7日に東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言がされ、同条第3項に基づき、1月13日に栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県が緊急事態措置を実施すべき区域に加えられました。

つきましては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定。令和3年1月13日変更）において、まん延防止のための職場等への出勤に係る取組が下記のとおり示されていますので、（参考資料1）も御参照いただき、貴団体及び緊急事態宣言対象区域内の事業者の皆様には特段の御理解、御協力をお願いするとともに、対象区域以外の事業者におかれてもできるだけ必要な取組を進めていただけるよう所属会員等に広く周知をお願い申し上げます。

記

1. 職場への出勤等

- ・ 職場への出勤は、外出自粛等の要請の対象から除かれるものであるが、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進すること。
- ・ 20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること。
- ・ 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進すること。
- ・ 職場においては、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所への消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）や「三つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう促すこと。特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう周知すること。さらに、職場や店舗等に関して、業種別ガイドライン等を実践するよう働きかけること。
- ・ （参考資料1）に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務を継続すること。

（参考資料1）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年3月28日（令和3年1月13日変更）

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210113.pdf